

受配施設・団体向け

みんなに  
伝えよう  
“ありがとう”  
の気持ち

# 共同募金の使いみち 広報ガイド



社会福祉法人 **福島県共同募金会**

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地  
TEL 024-522-0822 FAX 024-528-1234

ホームページ <http://akaihane-fukushima.or.jp/>  
メールアドレス [akaihane@axel.ocn.ne.jp](mailto:akaihane@axel.ocn.ne.jp)

# 助成金の原資は地域の皆さまからの募金です

赤い羽根の名で親しまれている共同募金は、県民の皆さまからの温かい善意の寄付であり、民間の社会福祉活動を支える貴重な財源として、県内の社会福祉施設・団体をはじめ、身近な地域のボランティアグループの活動等に役立てられます。

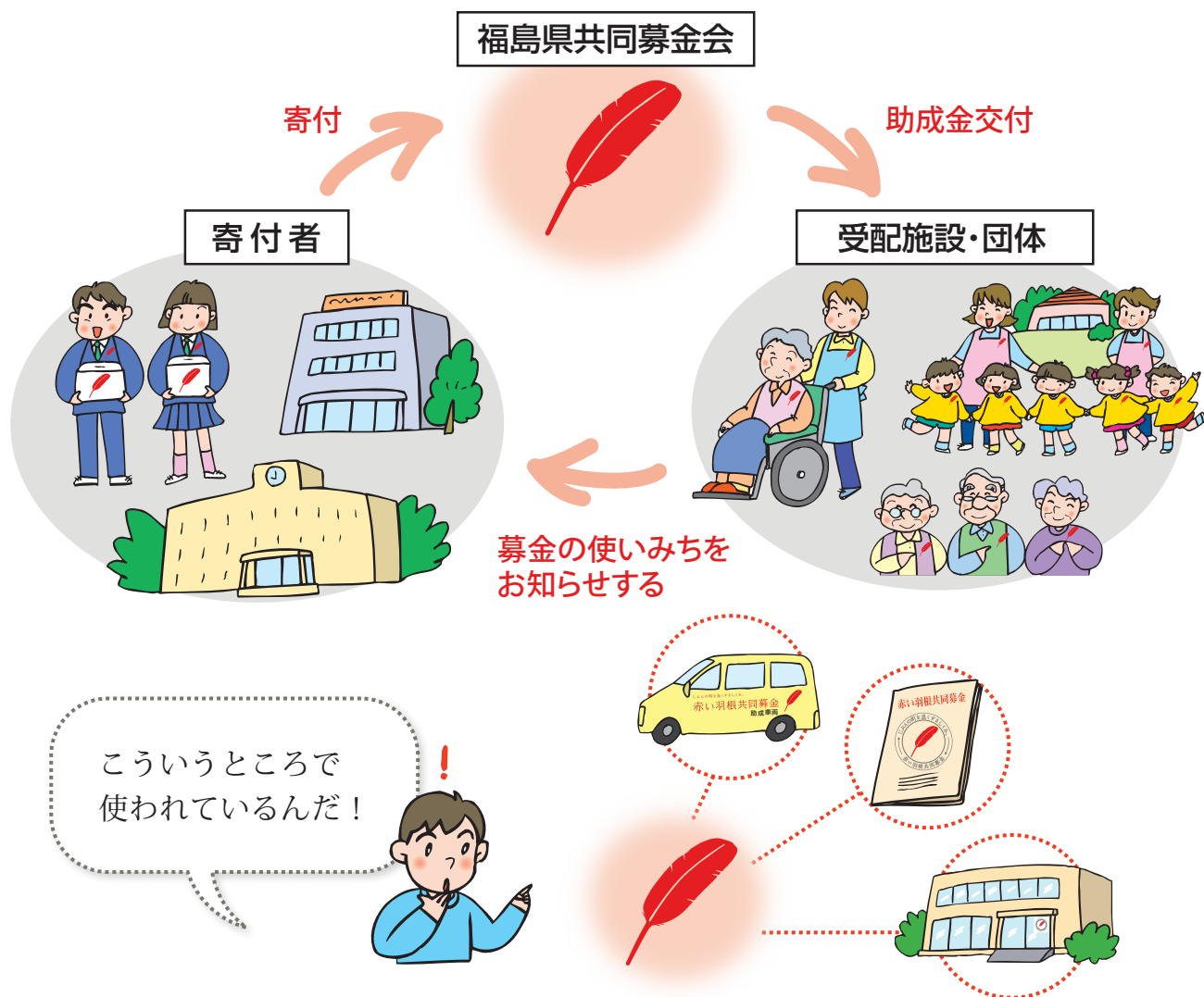
しかし、「募金がどう使われているのかわからない」「募金したことにより地域がどのように良くなったのかわからない」などの意見が多く寄せられていることも事実です。

寄付者への感謝の気持ちを表すには、どこで、どう使われ、どのように役立ったかをわかりやすく示すことが大切であり、そうすることが寄付者一人ひとりの理解を得ていくことにもつながります。

本会としては、広報誌やホームページ、赤い羽根データベース「はねっと」などを通してより一層の広報活動を行なっていきませんが、配分を受けた施設・団体の皆さまにおかれましても、その使いみちが地域の方々にわかるように視覚的にはっきりと示し、「ありがとう」の気持ちを伝えるようにしてください。

また、配分事業のみならず共同募金運動全体の広報・啓発についても、各種会議や研修会などにおいてお話をさせていただきますとともに、報道機関や行政関係、地域団体などの方々に対して積極的に働きかけてくださいますようご協力お願いいたします。

このガイドは、皆さまが募金の使いみちをお知らせする方法の一例を掲載しておりますので、広報の際の参考にしてください。



# 1 整備したもの、作成したものに「赤い羽根」を

赤い羽根共同募金の配分によって整備したものや作成したものには、「赤い羽根」を表記し、寄付者の皆さんに視覚的にわかるようにしてください。以下には、表示のしかたを整備したものや作成したものにあわせて例示しましたので、参考にしてください。

## 1 備品への標示

備品等を購入した場合は、募金の種類に応じて次のシールのいずれかを備品に貼ってください。なお、シールは福島県共同募金会より提供します。

### 共同募金配分事業の場合



### NHK歳末たすけあい募金配分事業の場合



大サイズ:縦7.2cm×横6.4cm  
小サイズ:縦3.5cm×横3.1cm

備品の例)  
エアコン、テレビ、パソコン、プリンタ、  
OA機器、テーブル、椅子、棚、アンプ  
など

## 2 車両への標示

車両を購入した場合は、指定のロゴを用いて車両の両側面への塗装、またはカットニングシートでの標示をお願いします。

なお、車両の両側面に法人名及び施設名も忘れずに標示してください。

- ◎ロゴマーキング代を含めた価格で車両の見積りを取ってください。
- ◎ロゴマークはAI、JPG形式データの提供が可能です。
- ◎文字・羽根の色：赤色
- ※指定の色があります。詳しくは6ページをご覧ください。
- ◎車体の色：白、シルバー、ベージュなど
- ※ロゴマークの赤色がよく見える色とします。
- ◎文字の大きさ：5cm角程度を目安に車体の大きさに合わせて、バランス良く配置してください。

**社会福祉法人●●会**  
●●●●園

じよんの町を良くするしくみ。  
**赤い羽根共同募金**  
助成車両

<共同募金配分事業の場合>

<NHK歳末たすけあい募金配分事業の場合>

**NPO法人●●●●**  
●●●●●●

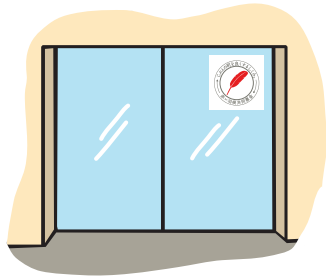
NHK 歳末たすけあい助成車両  
**赤い羽根共同募金**

### 3 建物への標示

次の①または②のいずれかの方法で標示してください。シールやアクリルプレートなどの掲示資材は福島県共同募金会が提供します。

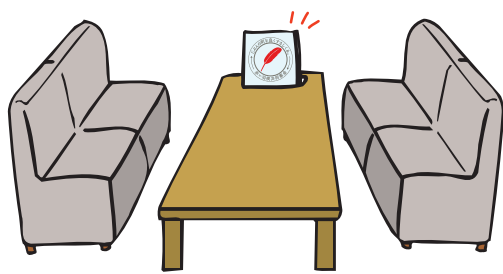
#### ① シールの貼付

玄関のガラスドア等(床または地面から160～180cm程度の箇所)にシール(縦18cm×13.5cm)を貼付してください。



#### ① アクリルプレートの設置

受付やロビー等に卓上型アクリルプレートを設置してください。壁面がフラットな場合、壁面への取り付けも可能です。



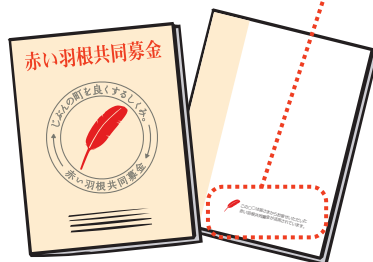
### 4 印刷物への表記(会報、機関紙、広報誌、チラシ等)

配分を受けてイベントを実施する場合やパンフレットや資料、広報誌、会報、報告書を印刷する場合は、赤い羽根共同募金に寄せられた募金が使用されていることを表記してください。

#### <パンフレットや資料、広報誌、会報、報告書など>



この〇〇は皆さまからお寄せいただいた赤い羽根共同募金が活用されています。



モノクロ印刷可。カラー印刷の場合は指定の配色で印刷してください。

#### <看板>

平成●年度赤い羽根共同募金配分事業  
第○回 ■■研修会 主催：◆◆会



平成●年度赤い羽根共同募金配分事業  
第○回 ■■研修会 主催：◆◆会



### 5 ホームページへの表記

配分事業でホームページを制作する場合は、赤い羽根共同募金に寄せられた募金が使用されていることをトップページに表記してください。また、福島県共同募金会のホームページにリンクしていただきますようお願いいたします。



福島県共同募金会のホームページへリンクします。

# 2

## 寄付者の皆さんへ“ありがとう”を伝えよう

赤い羽根共同募金の善意が届けられたことを、各種媒体を通して、地域の人々や関係者等へ広くお知らせするとともに、寄付者の皆さんへ感謝の気持ちを表しましょう。

### 1 寄付者に向けて「ありがとうメッセージ」を書く

事業の終了後、以下を参考に「ありがとうメッセージ」を作成し、福島県共同募金会へ提出してください。なお、様式は福島県共同募金会のホームページからダウンロードすることができます。

#### 「ありがとうメッセージ」とは

寄付をいただいた皆さまに対するお礼のメッセージです。赤い羽根共同募金は、町内会や学校、企業、地域の関係機関・団体などのご協力のもと、毎年実施される募金で、多くの寄付者の皆さまに支えられています。作成に当たっては、寄付者の皆さまに対するお礼のメッセージとともに、**助成金を活用して実施した事業の内容、事業の効果、今後の展望**なども併せてご記入ください。

ご提出いただいたありがとうメッセージは、「赤い羽根データベース『はねっと』」(共同募金の使いみちをお知らせするホームページ)へのメッセージ記載、共同募金運動各種広報媒体への掲載に使用します。

### 2 会報やホームページ等で伝える

会報・機関紙・広報誌等を発行している場合やホームページ・ブログ・SNS等を利用している場合は、赤い羽根共同募金によって、配分事業が実施できたことを掲載してください。

#### 掲載の例)

##### 会報で紹介する



「すかがわ・市民後見制度の会」会報

#### † 福島県共同募金会の助成が決定しました！



待ちに待った、ビジュアル機器(プロジェクター・スクリーン・デジタルカメラ)を整備するための助成が決定し、水野会長が福島市で開催された贈呈式に出席しました。早速、8月に開催されます『サボセンフェスティバル』や『成年後見制度講習会』、更には『例会』と多くの場で活用でき、視覚に訴えたり分かりやすい活動ができるようになりました。

福島県共同募金会は、“安心、安全で住みよい福祉のまちづくり”や地域の福祉課題を解決するため活動するボランティアグループやNPOの支援、育成を目的に一般公募による助成事業を行っており、平成28年度は全部で11団体の事業が採択され、その中に当会が入りました。

“寄付者の皆さま”に心から御礼申し上げます。

### 3 報道機関等を通じて伝える

新聞社やテレビ・ラジオ局等の報道機関、行政関係者などに対して、赤い羽根共同募金の配分を受けて事業を実施すると伝え、積極的な広報活動にご協力をお願いします。

# 3

## 赤い羽根共同募金カット集

車両の標示や印刷物などでロゴマークを使用する際は、下記のルールに従って使用してください。

- ・カットの画像データが必要な場合は、福島県共同募金会へご連絡ください。
- ・カット②は、カット①及びカット③と併用しないでください。
- ・ロゴマークを変形(大小は可)したり、指定外の配色を使用しないでください。

- ◎赤い羽根・ロゴ……………1色の場合「赤色」の指定色 PANTONE1797M
- ◎シンボルマーク……………2色の場合「赤色」の指定色 PANTONE1797M  
「灰色」の指定色 PANTONE 424U

カット① 赤い羽根



カット② シンボルマーク



カット③ ロゴ(赤い羽根共同募金)

じぶんの町を良くするしくみ。

# 赤い羽根共同募金

### 使用禁止例



赤い羽根共同募金

変形(長体および斜体等)してはならない。



赤い羽根共同募金

ロゴタイプ以外の書体を使用してはならない。



赤い羽根共同募金

表示色を変えてはならない。